（様式第２号）

会　　　議　　　録

令和４年１２月２８日作成

会議の名称	第６回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和４年５月１７日（火） 午後１時３０分から午後２時１４分		
会議の開催場所	島本町役場 ３階　委員会室	公開の可否	可・一部不可・不可
事務局（担当課）	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	３名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）	個人情報が審議されているため		
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

第６回島本町農業委員会議事録

１．日　　時　　令和４年５月１７日（火）午後１時３０分から午後２時１４分

２．場　　所　　島本町役場　３階　委員会室

３．議事日程

【報告】
①農地法第４条第１項第８号の規定による届出書について
②農地法第５条第１項第７号の規定による届出書について
③農地法第５条第１項第７号の規定による届出書について
④農地法第５条第１項第７号の規定による届出書について

【審議】
①「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」
および「令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）」について
②下限面積の設定について
③島本町農業委員会委員候補者の選考等に関する要綱及び島本町農
業委員会会議規則改正について

４．出席者
（委　員）
会長　大西　義雄　　会長代理　西田　尚弘　　委員　井上　謙一
委員　小川　良子　　委員　　　柏原　緑　　　委員　木村　修
委員　清水　正純　　委員　　　下村　清次　　委員　髙山　一郎
委員　田中　幸造　　委員　　　中村　清司　　委員　好本　勲
（事務局）
局長　名越　誠治　　次長　佐藤　成一　　係長　内山　蔵人
担当　大森　隆雄　　担当　木村　圭佑

５．欠席者　　１名
６．傍聴人　　３名

農業委員会会長　　　大西　義雄

署名委員　髙山　一郎

署名委員　田中　幸造

令和４年度 第６回 島本町農業委員会議事録

事務局	それでは定刻になりましたので、ただいまから第６回島本町農業委員会を始めさせていただきます。 本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を担当します事務局の大森でございます、よろしくお願いいたします。 本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のためなるべく時間を短縮しながら会議を進めてまいりたいと考えておりますので、スムーズな議事の進行にご協力のほうよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って進行させていただきます。 今回は、令和４年度に入って初めての農業委員会ということですので、事務局職員に異動がありましたので紹介させていただきます。 今年度新たに、大阪府への出向から戻ってまいりました内山でございます。
事務局	初めまして。４月から、にぎわい創造課の係長として異動になりました内山と申します。大阪府に２年間出向に行かせていただいておりまして、地方創生とかそういったものを大阪府のほうでは担当させてもらいました。にぎわい創造課に戻って、今、島本町の魅力とかですね、改めて賑わいを広げていくために何ができるかというのを考えさせていただく上で、やはり島本町らしさである緑の保全や農業振興というのは大変大事なテーマだと思っております。皆さんのご協力のもと、農業振興に努めてまいりたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。
事務局	では、事務局長の名越と次長の佐藤及び大森・木村は、前年度に引き続き農業委員会事務局を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 さて、事前に郵送させていただいております資料につきましては、本日お持ちいただいておりますでしょうか。 それでは、本日の案件でございますが、「農地法第４条第１項第８号の規定による届出書について」が１件、「農地法第５条第１項第７号の規定による届出書について」が３件、審議案件といたしまして①「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」および「令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）」について②下限面積の設定について③島本町農業委員会委員候補者の選考等に関する要綱及び島本町農業委員会会議規則改正について、合計３件となっております。 それでは、開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をいただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。

会　長	皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。お久しぶりの農業委員会でございますが、コロナウイルスのほうもまだまだ。島本町のほうでも若干落ちついてきておりますけれども、まだまだ油断はできないといった状態でございます。 この間、先だってご挨拶の中でお話しさせていただくと、後で出て来ますけれども、下限面積。３月２８日に農林水産省の全国の農業会議があったんです。それに出てくれということで、名越君と行ったんですけれども。実は、国のほうでね、農林水産省のほうで、今、下限面積が島本町は２０ａですよね。それを全廃しようという動きがあります。それをされるとどんな弊害があるかと。どんなメリットがあるかと。そういったことをね、よく考えてみると、今でしたら所有地はまとめて買うとか、あるいは、なかったら買えないとか。やはり農業していく人を中心に農地というのは移転していくということで我々は取り組んできたんですけども。そうすると、その数値を見ると、これもファミリー農園的な面積とかね。個人が買えるとか。そういうのになると、長期的に具合が悪い。それが我々、飛び地状態になっとるんですね。いうことで、農地として、一団の農地として使えない。特に島本町の場合は京都・大阪の中間地点で、やはり中間地区としてベッドタウンとして人気になると。そうなると、その土地を売り払って、ということを心配いたしますしね。そういうね、意見を言わせてもらったということでございます。その辺、詳しくは、大阪府農業会議報で、皆さんご存知でしょうけれども。 それでは、以上、簡単でございますけども挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。 それでは引き続き、島本町農業委員会会議規則第６条の規定により、大西会長に議長をお願いします。大西会長、お願いいたします。
議　長	それでは、議案に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。 委員１３名中、出席委員１２名、欠席委員１名であり、島本町農業委員会会議規則第７条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 次に、本日の署名委員を指名させていただきます。髙山委員、田中委員にお願いいたします。 次に、本日、傍聴者はあるんでしょうか。
事務局	はい。傍聴者は３名いらっしゃいます。

議　長	はい。議案に入らせていただく前に、委員会の傍聴の申し出がございますが、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。
委　員	異議なし。
議　長	異議がないようでございますので、傍聴を認め、入室を許可いたします。 （傍聴者入室） それでは、入室されましたので議案に入ります。 報告案件は４件ございますが、届出案件については一括して事務局から説明をお願いいたします。
事務局	本日の報告案件は多数ございますが、会議時間短縮のため概要のみのご説明とさせていただき、地区の担当委員の皆様からの補足説明も省略させていただきます。 また、今回の総会より、令和３年１２月総会に改めた議案書にて各届出案件を作成しておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、１ページをお開きください。農地法第４条第１項第８号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、案件としては１件ご報告させていただくものでございます。 本件は、広瀬二丁目の１筆の農地について転用の届出が提出されたもので、転用目的は住宅用地となっております。 続きまして、５ページをお開きください。ここからは、農地法第５条第１項第７号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するもので、案件としては３件ご報告させていただくものでございます。 まず、５ページ目でございます。本件は、江川二丁目の１筆の農地について転用の届出が提出されたもので、転用目的は資材置き場となっております。 続きまして、９ページをお開きください。本件は、江川二丁目の１筆の農地について転用の届出が提出されたもので、転用目的は資材置き場となっております。 続きまして、１３ページをお開きください。本件は、東大寺三丁目の１筆の農地について転用の届出が提出されたものでございまして、転用目的は住宅用地となっております。 以上が、農地法第５条第１項第７号の規定による届出による届出でござ

	いました。 　以上、各報告案件についてご説明させていただきました。 　なお、各案件について、委員の皆様から事前にご質問等はございませんでした。 　簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。
議　長	ただいま事務局から説明がありました案件ですけども。簡単でございますけども、コロナの関係で、事前に書類等については皆さん方のほうで目を通していただいていると思いますので。この市街化区域内の転用の届出でございますけども。ご意見・ご質問がございましたらお受けいたします。 　担当地区からの委員さんの意見としては特にないようでございましたら省略といたします。 　どうですか、ございませんか。
委　員	異議なし。
議　長	異議ございませんか。
委　員	はい、異議なし。
議　長	では、特に発言がないようでございますので、質疑を終結し報告を受けたものといたします。 　それでは、報告案件の議事が終了しましたので、審議案件に入ります。事務局から説明願います。
事務局	それでは、２２ページをお開きください。令和３年度に作成した目標の点検・評価の案でございます。一部、昨年度の計画時点から数値や内容が変わっておりますが、「Ｉ　農業委員会の状況」、「１　農業の概要」につきましては、大阪府より情報提供がございました２０２０農林業センサス及び、耕地及び作付面積統計に基づいて記載しているものが大部分となっております。そのため、詳細な説明は省略させていただきますが、若干補足説明をさせていただきます。 　一番上のほうで耕地面積が３９ha となっておりますが、この数字は、耕地及び作付面積統計の面積となっております。同じ表の中に農地台帳面積というものがございます。こちらは、農業委員会事務局で管理しております農地台帳システムに登録されている農地の面積でございます。先ほどの耕地面積と若干の違いがございますが、統計をとる主体やとる方法が違

	うことなどによるものでございます。 　下に移りまして、「２　農業委員会の現在の体制」でございます。任期満了は、令和５年７月１９日、定数は１４名、実数は１３名、うち、認定農業者に準ずる者が１名、女性委員が２名、中立委員が１名となっております。 　２３ページをご覧ください。「Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化」という項目でございます。 　一番上の表をご覧ください。これまでの集積面積としまして、０．３６ha と記載しております。こちらは、農業経営基盤強化促進法を適用し耕作者に貸し出されている農地の合計面積でございます。 　その下の表をご覧ください。令和３年度集積目標は０．４６ha と設定しておりましたが、集積実績は０．３６ha でございました。 　２４ページをご覧ください。新規参入の促進に関する評価でございます。１経営体の新規参入を目標としておりましたが、実績なしという結果でございます。 　２５ページのほうをお開きください。遊休農地に関する措置の評価でございます。管内の農地面積４６ha のうち０．０２ha が遊休農地となっております。その全ての解消を目標としておりましたが、解消には至りませんでした。今後とも解消に向けて取り組んでまいります。 　次に、２６ページをお開きください。こちらは、違反転用への適正な対応でございます。違反転用面積は０．０８ha で増減はございません。こちらのほうも改善に努めます。 　続きまして、２７ページをご覧ください。令和３年度、農地法第３条に基づく許可事務、農地転用に関する事務のうち、意見を付して知事への送付を行ったものはございませんでしたので、その旨記載しております。 　次、２８ページをご覧ください。「３　農地所有適格法人からの報告への対応」につきましては、管内に農地所有適格法人はございませんので、その旨を記載しております。 　次、２９ページの中段をご覧ください。事務の実施状況の公表等につきましては、農業委員会議事録の公表と、今ご覧いただいております活動計画の点検・評価の公表状況について記載しております。 　次に、３０ページをお開きください。ここからは、「令和４年度最適化活動の目標の設定等」についての案でございます。なお、こちらの国・大阪府より、現在の最適化活動に則った目標が設定できるように、当様式にて報告するように指示がございました。そのため、これまでの様式から変更となり、記載内容も変更がございます。そのため、若干補足説明をしながら進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。 　３０ページの農業委員会の現在の体制につきましては、先ほど２２ペー

	ジでご覧いただきました同様の内容を記載しております。 同じく３０ページの２、農家・農地等の概要についてご覧ください。こちらは、大阪府より情報提供がありました２０２０農林業センサス及び、耕地及び作付面積統計に基づいて記載しているものでございます。 次に、３１ページをお開きください。最適化活動の目標につきましてですが、上から２つ目の表、②の目標をご覧ください。目標といたしまして、今年度は、現時点の０．３６ha に新規集積４．５ha を加えた４．９ha という値を記載し、令和５年度の集積率を２５％と記載しております。こちらのほうはご覧になった方は思ったと思いますが、かなり高い数値に思います。しかし、こちらのほうは大阪府のほうから令和５年度までに集積率を２５％とするように推奨されているため、今回の目標とさせていただていております。策定後は、大阪府や大阪府農業会議等と連携を強化し、できる限り目標に近づけるように努めてまいります。 ３１ページの中段から下段をご覧ください。（２）遊休農地の解消といたしましては、現在０．０２ha でございます遊休農地の解消を目標として記載しております。 次に、３２ページをご覧ください。（３）新規参入の促進につきましては、①現状及び課題として、過去３年間の実績を記載しております。次に②目標ですが、令和元年度から令和３年度の農地法３条条１項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第１９条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を平均した値で、０．１８ha の１割の０．０１８ha を記載しております。こちらの値ですけれども、但書に記載しているとおりの手法にて算出しております。 次に、３２ページの中段をご覧ください。ここからは、最適化活動の活動目標を記載しております。 まず（１）として、推進委員等が最適化活動を行う日数目標を記載しております。こちらのほう、１人当たりの活動日数を６日としております。こちらは、次年度に実施されます最適化活動の記録及び点検・評価並びに公表において５日以下の活動日数は評価の対象とならないため、評価の対象となる数値を記載しております。この数値に関しましては、一見高いかなと思われた方もいらっしゃるとは思うんですけれども、当活動は日常的な活動、例えば、朝、圃場に行く際、〇〇さんの水田の耕作状況を確認したとか、〇〇集落の夜の打ち合わせで、ほかの委員さんから後継者が来年帰ってくることを聞いたというような日常的な活動も含まれております。また、活動時間にかかわらず最適化活動を行った場合は活動日とするものでございます。よって、活動目標としては、実現可能性のあるものだと事務局では考えております。 また、（２）設定目標・（３）参加目標については、これまでの活動内

	容を基準に、他の複数の市町村を参考にしながら設定させていただいております。 なお、これら本件について、委員の皆様から事前にご質問等はいただいておりません。 事務局からの説明は以上でございます。
議　長	ただいま事務局から説明がありました案件でございますけれども、まず、「令和３年度の目標及びその他その達成に向けた活動の点検・評価」。２２ページですね。ここからですね、４年度の目標のところまでの間で、まず、ご質問・ご意見いきましょうか。 ３年度の評価について事務局が作っておりますけども、これについて何か間違っとるところとか、この辺はどうなっているのかということがあったら。事前にご質問がなかったということでございますけども、お受けいたします。 私からいいですか、一つ。
事務局	はい。議長からお願いします。
議　長	耕地面積と農地台帳との差がかなりあるんやけど、これ、何でしたか。
事務局	こちらのほうは、手法が違うという認識でございます。ただ、国のほうが主体となってやっているもので、どういった形で面積を確認したというのが、こちらのほうに連絡が来ておりませんので。ただ、手法の違いや主体の違いが原因と事務局では考えております。
議　長	ということでございます。誤解を招きますので。
委　員	はい。
議　長	ほかございませんか。 そしたら次、３０ページからやね、最後のとこ。３０ページから。「令和４年度最適化活動の目標の設定等」、今年度の目標ですよね。そこから３２ページまでですか。 ございませんか。 どうぞ、[redacted]委員。
委　員	今の３０ページのね、これ、委員さんの、農業委員の定数が１４なんですが、その内訳を右に書いてるんですけども、この中立委員の説明をお願

	いいたします。
事務局	中立委員がどなたかということですか。
委　員	はい、位置づけと、中立委員はどういう委員ですか。
事務局	中立委員は、地区を代表しているというわけではなくて。他の町村だったら税理士さんとか行政書士さんとかだったりします。うちのほうでは、小川委員が中立委員ということで認識しております。
委　員	そう言うてくれたら。はい。
議　長	はい。よろしいですか。
委　員	はい。
議　長	はい。ほか。 委員の活動の内容について特にない、よろしいですか。 ちょっと私から一つ。聞き漏らした。集積率２５％というような。けど、今現在は。
事務局	０．３２％です。ただ、大阪府のほうが２５％を目標とするようにと、そちらのほうから通知がございまして。かなり厳しい数値だというのはわかっているんですけれども、できるだけその目標に近づけるように４年度、５年度とやっていきたいというふうに考えてございます。令和５年度の集積率が２５％ですね。
議　長	やっぱり集積ってなかなか難しいね。そういうやる人がなかったら。担い手がなかったらできないですからね。担い手がいなかったら、いうことですね。土地は遊休農地が出てくるぐらいやから、高齢化で担い手がない土地が出てくると思うので。 はい、どうぞ。
委　員	だからね、この数値の違和感というよりも、例えば遊休農地、我々農業委員にしても、町の役員さんとか勉強しとる人がどういうふうに遊休農地をなくしていくか、その代替案を示してくれな。それを審議するのが農業委員やから。だから、そういう数字をここで並べてもろても何の意味もない。具体的に、こういうふうに町としてやりましょうか、という提案をし

	てくれなあかん。それが一つの筋道で、農業委員がそれに沿ってどういうふうにしましょか、こういうふうにしましょかという議論をする場やから。その数字を並べてもろても、何の意味もない。２５％もあれへんやん。
議　長	今は遊休農地が出てきてない、わずかしか。
委　員	そうそう。
議　長	将来ね。その心配があるもの。 何か事務局ありますか。
事務局	そうですね、この数値とかに関しても点検・目標ということを今させていただいておりますけど。[redacted]委員のおっしゃるとおり数値がひとり歩きしているというとこもありますので、具体的な活動に関しては、しっかりと事務局のほうで考えた上で令和４年度もおこなっていきますので、よろしくお願いします。また、皆さんご協力のほど、よろしくお願いいたします。
議　長	よろしいですか。
委　員	はい、どうぞ。
議　長	今のところ、これでいいと思うけどね。今後、やっぱり島本町というのは高槻や茨木市と違って、より農地が少ないですからね。独特のものがあるからね、ここ独特の。そやから、島本町に合った集積化、集積をしていくということを考える。一律に大阪府の言う２５％な。ちょっと難しい。もう農地がないんやからね。難しくなってくると思う。僕は。将来的にはね。
委　員	島本町として、どういうふうにそれを踏まえてやっていくか。
議　長	で、農地も点々だったら集積できないからね。
委　員	うん。
議　長	やっぱり一団でかたまっていないとあかん。 ほか、何かございませんか。

	それでは、質疑が無いようでございますので、質疑を終結いたします。 それでは採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。
委　員	異議なし。
委　員	はい、異議なし。
議　長	はい。ご異議ないものと認め、採決いたします。 「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、承認される方は挙手願います。 全員挙手されました。よって、本件は承認いたします。 続きまして、審議案件②について、事務局から説明願います。
事務局	それでは、２つ目の審議案件「下限面積の設定」についてご説明させていただきます。３３ページをお開きください。 下限面積は農地を取得されるなどの際に必要となる条件の一つで、農地法第３条第２項第５号に規定されておりまして、取得後の最低面積を定めたものでございます。こちらのほう、三島地区の各農業委員会の下限面積について掲載しておりますが、前年度から変更はございません。三島地区では、下限面積を下げてしまいますと開発を目的として農地を取得することが容易になってしまい農地の減少につながるという観点から、全ての市と町で２０ａを下限面積としております。農地の乱開発を防ぐためにも、事務局といたしましては現在の２０ａを維持していただければと考えております。本件について、委員の皆様から事前にご質問等はいただいておりません。 なお、先ほど大西会長のほうからお話があったとおり、現在、国のほうで、多様な就農を後押しするため、下限面積を撤廃するかどうかが検討されておりますが、現時点では未定の状況になっております。また詳細な情報がわかりましたら事務局からも情報提供いたしますので、よろしくお願いいたします。 事務局からの説明は以上でございます。
議　長	以上が下限面積の説明です。冒頭の挨拶で僕が言うたことね。ちょっと早く言い過ぎた。 要するに、今、撤廃をですね、もう数字をとってしまうということを国で今考えられてるということです。それがいいという市町村もあるかもわからないしね。島本町に非常に農地が少なくなってきたというのを、この

	撤廃をしてしまうと、もう誰でもが手に入れられると。小さい面積でね。そうすると、今、ファミリー農園ぐらいの単位でですね、個人個人で持つと、もう農地として保全できないといったことが起こると私は心配して提言をしたわけですけども。 　よろしいですか、この件につきまして。まあ、三島地区合わせて。いや、１０ａ未満というのもあるんですよ。
委　員	うん。
議　長	地方へ行くと。もっと大きいとこもあるし。
委　員	島本町ですけどね。
議　長	はい。
委　員	まあ、これ、２０ａというのは、まあ、去年と。去年やったかな、これ、設定してはるの。
議　長	いや、前から２０。昔は３０ａ。あ、そうそう。それが２０ａいうことです。
委　員	うん。
議　長	もう、かなり前からです。
委　員	そやけどまあ、今のところ、国がそういう指針を示したいうことやけど、島本町は２０ａ。国はまあ、どう言うてくるかちょっとわからへん。それまでは２０ａで、これ、ずっとやっていったらいいと思いますけどね。
議　長	はい。今、[redacted]委員さんの意見を聞かせてもらいました。ほかの皆さんどうですか。 　それでは、特に発言がないようでございますので質疑を終結いたします。 　それでは、採決を行いたいと思いますけども、異議ございませんか。
委　員	異議なし。

議　長	ご異議ないものと認め、採決いたします。 それでは、下限面積の設定について、事務局案のとおり２０ａで承認する方は挙手願います。 ありがとうございます。挙手全員により本案件は承認いたします。下限面積について見直し・修正がなされるまでの間、２０ａといたします。どうもありがとうございました。 以上で本日の議案の審議は終了いたしましたが、委員の皆さん方からその他ございませんでしょうか。 ないようでございましたら、次の案件について事務局から説明を願います。
事務局	それでは、二つ目の審議案件のほうに入っていきます。こちら「島本町農業委員会委員候補者の選考等に関する要綱」について、「島本町農業委員会会議規則の改正」についてを一括してご説明させていただきます。３４ページ、３５ページをお開きください。 まず、１つ目の「島本町農業委員会委員候補者の選考等に関する要綱」についてのほうをご説明いたします。当要綱につきましては、本町が全庁的に申請書等の押印等の見直しを行ったことに伴いまして、各申込書の押印を削除し、自署のみで申請可能としたものでございます。具体的な内容については新旧対照表をご覧いただければと思います。３５ページの新旧対照表のほうをご覧いただくようお願いいたします。 要綱の改正につきましては、以上でございます。
議　長	ただいま事務局から説明がありました案件について、委員の皆さんからご意見・ご質問がありましたらお受けいたします。
事務局	もう一つ、規則のほうがありますので。
議　長	はい。
事務局	恐れ入ります。
議　長	では、それ言うてくれるか。
事務局	はい。 すみません、申しわけないです。もたついて申しわけなかったです。 次に、「島本町農業委員会会議規則の改正」についてご説明させていただきます。４５ページのほうを開いていただけますでしょうか。もたつき

	まして申しわけございません。「島本町農業委員会会議規則の改正」についてご説明いたします。 　本規則は、平成２９年度に一度見直しを行っておりますが。このたび本町が全庁的に申請書等の押印等の見直しを行ったこと及び他市町村の農業委員会会議規則において本人が署名を行わず記名のみで議事録を作成しているところが少なくないことから、改正案といたしまして、規則に記載しておりました１４条の署名の箇所を削除しております。具体的な内容については、新旧対照表をご覧いただければと思います。 　規則の改正につきましては以上でございます。 　事務局からの説明は、以上でございます。
議　長	ただいま事務局から、一つ目が「島本町農業委員会委員候補者の選考等に関する要綱」、二つ目が「島本町農業委員会会議規則の改正について」ということについて説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。 　よろしいですか。特に問題ございませんか。 　よろしいか。 　特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。 　それでは、この２案について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
委　員	異議なし。
議　長	ご異議ないものと認め、採決を行います。 　それでは、「島本町農業委員会委員候補者の選考等に関する要綱」及び「島本町農業委員会会議規則の改正の設定」について、事務局案のとおり承認される方は挙手願います。ありがとうございます。挙手全員により、本案件は承認いたします。どうもありがとうございました。 　以上で本日の議案の審議は終了いたしましたが、委員の皆さんからその他ございませんか。 　事務局からはございませんか。
事務局	事務局から１点連絡がございます。 　お手元に配布しております「活動記録簿」と「最適化活動の記録及び点検・評価並びに公表について」という冊子のほうをご覧いただけますでしょうか。カラー刷りの冊子となっていますね。あと、「活動記録簿」のほうをご覧願います。 　こちら、本来でしたら、昨年度から皆様に何度か意見書等でお伝えして

	いますように、農水水産省や大阪府より、最適化活動の見える化として当記録簿の記載を徹底するように指示を受けておりますが、お手元の資料１の②・③に記載されておりますとおり、今年度より、翌年度４月末までに記録簿を農業委員会事務局にご提出いただくことが農林水産省のガイドラインで決定されております。そのため、活動記録は必ず記載していただく必要がございます。お忙しいところ皆様本当に恐縮でございますが、農業委員会の普段の活動を内外に示す機会ととらえておりますことから、何とぞご協力のほう、よろしくお願いいたします。 　なお、記載方法ですけれども、記録簿は毎月分が両面ワンセットとなっております。活動した際は、両面ともご確認いただきまして、該当する活動が記載された様式のほうに日付・場所を記載いただき、該当する箇所にチェックをお願いいたします。 　そして、今後につきましては、農業委員会で農地パトロールの結果報告を行う際に上半期分の記録簿、で、次年度の年度初めに下半期分の記録簿をご提出いただく予定でございます。 　また、メールをお聞きしている方にはデータでもご提供いたしますので、ご活用のほうをよろしくお願いいたします。 　なお、まだわからない部分とかも皆様あると思いますので、詳細な記載方法などについては、後日改めてご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。 　事務局からの説明は、以上でございます。
議　長	ただいまの件について、何かご質問はございませんでしょうか。 　農業をやられる方は、常日ごろ自分の畑へ行ったり、作業に行くというときがございますので、そういうときにいろんなところを見ていくということも、この最適化活動のうちの一つになりますからカウントできますので。ただ、そう畑へ行かないという農業委員さんの場合は、まあ、意識して行ってもらうということになりますので。まあ、パトロールする腕章ね、で、帽子ありますよね、あれを着用していただいたほうがいいかもわかりませんね。それで、まとめて記入していただいて、まとまった分を事務局のほうへ提出していただくというふうに決まったということです。 　よろしいですか。 　まあ、改めてパトロールするのも一つの方法ですし、仕事に行く途中でですね、ちょっと遠回りして、ちょっとあそこも見ていこうかとかね、という、自分のパトロール区域を見て回ると。で、そこにまあ、ちょっと変わったこと、造成されていたりとか、そういうことがあれば事務局に聞いてどうなんかということをすると。で、草が生えて何もされてないといった場合はどうなのか、そういうチェックをしていくということが目標で

	す。そして、農地をずっと保全していこうと、みんなで保全していこうということです。島本町の場合、ちょっと話が変わりますけども、ファミリー農園をやっていただいているのでね、これでかなり農地の保全はね、みんなで助けていただいていると思います。あれがなければ、かなり遊休地ができていると、そういうふうに思いますね。 　よろしいですか。 　では、特にないようでございますので、ここで議長を解任させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。
事務局	それでは、以上をもちまして第６回島本町農業委員会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。